

北海道公安委員会告示第66号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、札幌市南区内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳 一

1 合意した者

- (1) 札幌市
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 北海道運輸局 札幌運輸支局
- (4) 北海道中央バス株式会社
- (5) 株式会社じょうてつ
- (6) 新雪交通株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、北海道中央バス株式会社及び株式会社じょうてつが管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	進行方向	所在地
1	真駒内駅	下り	札幌市南区真駒内緑町4丁目1番地先
2	南区役所前（北海道中央バス株式会社）	上り	札幌市南区真駒内泉町2丁目1番地先
3	南区役所前（北海道中央バス株式会社）	下り	札幌市南区真駒内緑町2丁目13番地先
4	南区役所前（株式会社じょうてつ）	上り	札幌市南区真駒内泉町2丁目1番地先
5	南区役所前（株式会社じょうてつ）	下り	札幌市南区真駒内緑町2丁目13番地先
6	柏丘8丁目（北海道中央バス株式会社）	上り	札幌市南区真駒内柏丘10丁目17番地先
7	柏丘8丁目（北海道中央バス株式会社）	下り	札幌市南区真駒内柏丘8丁目465番地先
8	柏丘8丁目（株式会社じょうてつ）	上り	札幌市南区真駒内柏丘10丁目17番地先
9	柏丘8丁目（株式会社じょうてつ）	下り	札幌市南区真駒内柏丘8丁目465番地先
10	真駒内花園（北海道中央バス株式会社）	上り	札幌市南区真駒内柏丘10丁目17番地先
11	真駒内花園（北海道中央バス株式会社）	下り	札幌市南区真駒内柏丘9丁目466番地先
12	真駒内花園（株式会社じょうてつ）	上り	札幌市南区真駒内柏丘10丁目17番地先
13	真駒内花園（株式会社じょうてつ）	下り	札幌市南区真駒内柏丘9丁目466番地先
14	石山陸橋	上り	札幌市南区石山東1丁目14番地先
15	石山陸橋	下り	札幌市南区石山東1丁目18番地先
16	石山東3丁目	上り	札幌市南区石山東3丁目21番地先
17	石山東3丁目	下り	札幌市南区石山東3丁目19番地先
18	石山東4丁目	上り	札幌市南区石山東4丁目33番地先
19	石山東4丁目	下り	札幌市南区石山東4丁目33番地先
20	石山東5丁目	上り	札幌市南区石山東5丁目43番地先
21	石山東5丁目	下り	札幌市南区石山東5丁目74番地先
22	石山東6丁目	上り	札幌市南区石山東6丁目57番地先
23	石山東6丁目	下り	札幌市南区石山東6丁目70番地先
24	石山東7丁目	上り	札幌市南区石山東7丁目1272番地先
25	石山東7丁目	下り	札幌市南区石山東7丁目67番地先
26	常盤橋	上り	札幌市南区常盤1条2丁目24番地先

27	常盤橋	下り	札幌市南区常盤2条1丁目12番地先
28	常磐中学校前	上り	札幌市南区常盤2条2丁目50番地先
29	常磐中学校前	下り	札幌市南区常盤2条1丁目48番地先
30	札幌市立大学前	上り	札幌市南区常盤3条2丁目63番地先
31	札幌市立大学前	下り	札幌市南区常盤3条1丁目55番地先
32	芸術の森入口	上り	札幌市南区常盤4条2丁目83番地先
33	芸術の森入口	下り	札幌市南区常盤4条1丁目79番地先
34	常磐6条2丁目	上り	札幌市南区6条2丁目107番地先
35	常磐6条2丁目	下り	札幌市南区6条1丁目109番地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
新雪交通株式会社	乗合タクシー（通称名 空沼線代替交通）